

# 平成30年度 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業確認監査(実地指導)結果

実地指導対象施設数:136施設(特定教育・保育施設:103施設、特定地域型保育事業:33施設)

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	特定教育・保育施設		特定地域型保育事業	
				文書指導	監査メモ (軽微な指導)	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
<b>I 確認基準</b>							
<b>1 利用定員</b>							
○	(1) 利用定員	利用定員(※)が一定以上で、支給認定区分ごと(3号は0歳と1, 2歳の内訳含む)の利用定員が定められているか。 ※特定教育・保育施設:20人以上、家庭的保育:1人以上5人以下、小規模A型及び小規模B型:6人以上19人以下、小規模O型:6人以上10人以下(ただし、平成31年3月31日までは6人以上15人以下)、居宅訪問型:1人	確認基準条例第4条(特定教育・保育) 確認基準条例第37条(特定地域型)	0	0	0	0
<b>2 内容及び手続の説明及び同意</b>							
○	(1) 重要事項の説明	あらかじめ保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者の負担、その他利用申込者の教育・保育の選択に資するとする重要事項を記した文書または電磁的方式(インターネットやCD-ROM等)による交付によって明示して説明を行い、同意を得ているか。また、施設内に掲示しているか。	確認基準条例第5条、第23条(特定教育・保育) 確認基準条例第50条(特定地域型)	0	0	0	0
	(2) 応諾義務	利用申込みが利用定員を超える場合、選考の方法をあらかじめ明示した上で、選考をおこなっているか。また、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の紹介等を行っているか。	確認基準条例第6条(特定教育・保育) 確認基準条例第39条(特定地域型)	0	0	0	0
○	(3) 利用者負担額等	特定教育・保育及び特定地域型保育費用以外の施設が提供するサービスに係る費用は、あらかじめ、保護者に使途、金額、理由等を文書で説明し、同意を得ているか。(上乗せ徴収部分については文書による同意)	確認基準条例第13条(特定教育・保育) 確認基準条例第43条(特定地域型)	0	6	0	2
	(4) 提供の記録	特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	確認基準条例第12条(特定教育・保育) 確認基準条例第50条(特定地域型)	0	0	0	0
<b>3 あっせん、調整及び要請に関する協力</b>							
	(1) 応諾義務	利用者の申込、市町村の利用調整等に対して特段の理由なく拒否するなどの事例がないか。	確認基準条例第6条、第7条(特定教育・保育) 確認基準条例第39条、第40条(特定地域型)	0	0	0	0
<b>4 小学校等との連携</b>							
	(1) 連携、交流	特定教育・保育の提供の終了に際し、子どもに係る情報の提供を行い、小学校、特定教育・保育施設、地域子ども子育て支援事業を行うもの、その他の機関との密接な連携に努めているか。 ※特定地域型保育事業の場合は、小学校を除く	確認基準条例第11条(特定教育・保育) 確認基準条例第42条(特定地域型)	0	0	0	0
	(2)-1 連携施設の設定	連携協力をを行う認定こども園、幼稚園、保育所を連携施設として設定しているか。(平成31年3月31日までの経過措置あり) ※特定地域型保育事業のみ対象(居宅訪問型保育は、障がい児入所施設)	確認基準条例第42条(特定地域型)	—	—	0	0
	(2)-2 連携内容	連携施設と下記の連携内容を確保しているか。 ・集団保育を体験させるための機会や相談・助言 ・職員が病気等により保育を提供できない場合の代替保育 ・特定地域型保育の提供終了後に連携施設で教育・保育を提供すること ※特定地域型保育事業のみ対象	確認基準条例第42条(特定地域型)	—	—	0	0

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	特定教育・保育施設		特定地域型保育事業	
				文書指導	監査メモ (軽微な指導)	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
<b>5 職員配置</b>							
	(1) 勤務体制の確保	適切な特定教育・保育及び特定地域型保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めているか。	確認基準条例第21条(特定教育・保育) 確認基準条例第47条(特定地域型)	0	1	0	0
	(2) 研修機会の確保	研修の機会を確保しているか。	確認基準条例第21条(特定教育・保育) 確認基準条例第47条(特定地域型)	0	0	0	0
<b>6 特定教育・保育の取扱方針、評価等</b>							
	(1) 取り扱い方針	施設等の形態に応じた特定教育・保育を実施しているか。 ・幼保連携型認定こども園:幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ・認定こども園:幼稚園教育要領及び保育所保育指針 (ただし、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容も踏まえること) ・幼稚園:幼稚園教育要領 ・保育所:保育所保育指針 ・地域型保育:保育所保育指針	確認基準条例第15条(特定教育・保育) 確認基準条例第44条(特定地域型)	0	0	0	0
	(2) 心身の状況等の把握等	子どもの心身の状況の把握(健康診断等)や置かれている環境などの把握に努めているか。子どもや保護者への相談・助言その他の援助について適切に対処する体制づくりが行われているか。	確認基準条例第10条、第17条(特定教育・保育) 確認基準条例第41条、第50条(特定地域型)	0	0	0	0
	(3)-1 自己評価	提供する特定教育・保育の質について、自己評価を行い改善を図っているか。	確認基準条例第16条(特定教育・保育) 確認基準条例第45条(特定地域型)	0	1	0	0
	(3)-2 外部評価	園を利用する保護者その他園の関係者による評価又は外部の者による評価を受け、その結果を公表し、改善を図るように努めているか。(努力義務) ※特定地域型保育は、定期的な外部の者による評価とする。	確認基準条例第16条(特定教育・保育) 確認基準条例第45条(特定地域型) ※公表に関しては、施設及び事業類型により根拠法令が異なります。	0	0	0	0
	(4) 虐待等の禁止	職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為(暴行、わいせつな行為、ネグレクト、著しい暴言、著しい拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動)その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	確認基準条例第25条(特定教育・保育) 確認基準条例第50条(特定地域型)	0	0	0	0
	(5) 秘密保持等	業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられているか。また、情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ているか。	確認基準条例第27条(特定教育・保育) 確認基準条例第50条(特定地域型)	0	0	0	0

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	特定教育・保育施設		特定地域型保育事業	
				文書指導	監査メモ (軽微な指導)	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
<b>7 運営規程、苦情解決</b>							
○	(1) 運営規程	施設の運営についての重要事項に関する下記の内容を定めているか。 ①施設・事業の目的及び運営方針 ②提供する特定教育・保育及び特定地域型保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育及び特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日(1号認定の定員を定めている施設は学期を含む) ⑤利用者負担額、その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥支給認定区分ごとの利用定員 ⑦利用の開始及び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項(選考方法を含む) ⑧緊急時等の対応方法(事故発生時や防犯) ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項	確認基準条例第20条(特定教育・保育) 確認基準条例第46条(特定地域型)	0	7	0	4
	(2) 苦情への対応	苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口等を設置し、苦情の内容等を記録しているか。	確認基準条例第30条、第34条(特定教育・保育) 確認基準条例第49条、第50条(特定地域型)	0	1	0	0
<b>8 地域との連携等</b>							
	(1) 連携・交流	地域住民またはその自発的な活動との連携及び協力、地域との交流に努めているか。	確認基準条例第31条(特定教育・保育) 確認基準条例第50条(特定地域型)	0	0	0	0
<b>9 事故発生の防止及び発生時の対応</b>							
○	(1) 事故防止及び安全対策	事故が発生した場合の対応及び報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備しているか。 事故が発生した場合または事故に至る危険性がある事態が生じた場合の報告、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備しているか。 事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行っているか。	確認基準条例第32条(特定教育・保育) 確認基準条例第50条(特定地域型) 確認基準条例施行規則第5条(特定教育・保育、特定地域型)	0	4	0	0
○	(2) 事故発生時の対応	事故が発生した場合、速やかに市、家族等に連絡し、必要な措置を講じているか。また、事故の状況及び事故の際にとった処置について記録しているか。	確認基準条例第32条(特定教育・保育) 確認基準条例第50条(特定地域型)	0	0	0	0
<b>10 会計区分</b>							
	(1) 会計の管理	特定教育・保育及び特定地域型保育の事業会計をその他の事業の会計と区分しているか。	確認基準条例第33条(特定教育・保育) 確認基準条例第50条(特定地域型)	0	0	0	0

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	特定教育・保育施設		特定地域型保育事業	
				文書指導	監査メモ (軽微な指導)	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
<b>II 給付費確認基準</b>							
<b>1 賃金改善(処遇改善等加算Ⅰ)について</b>							
○	(1) 賃金改善の具体的方法	賃金改善実績報告書のとおり賃金改善が行われているか。また、賃金改善の方法について職員に対し内容が周知されているか。	処遇改善加算等通知	0	0	0	0
	(2) 対象年度の賃金総額	賃金改善実績報告書の「賃金改善を行った場合の賃金の総額」と給与・賃金台帳の金額が個人、全体とも一致するか。		0	0	0	0
	(3) 基準年度の賃金総額	基準年度(支援法による確認の効力が発生する年度の前年度)の賃金水準を踏まえた適切な金額を設定しているか。		0	0	0	0
	(4) 法定福利費等の事業主負担増加額	賃金改善を行うことにより発生する法定福利費等の事業主負担増加額を適切に計算できているか。		0	0	0	0
	(5) 賃金改善追加額	賃金改善額が必要額に達していない場合、不足分を追加支給しているか。(又は支給予定はあるか。)		0	0	0	0
<b>2 賃金改善(処遇改善等加算Ⅱ)について</b>							
	(1) 賃金改善の実施	加算認定申請書(処遇改善等加算Ⅱ)の人数Aと人数Bの対象者に対し賃金改善計画書のとおり毎月手当が支給されているか。また、賃金改善の方法について職員に対し内容が周知されているか。 ・人数A 月額4万円(施設が必要とするときは、「人数A÷2(1人未満の端数切捨て)」人を4万円、その他は月額5千円以上月額4万円未満とする可) ・人数B 月額5千円	処遇改善加算等通知 処遇改善等加算FAQ	0	0	0	0
	(2) 賃金改善の対象者	人数Aと人数Bについて、国通知やFAQで認められた職員を対象とし、その職員に対して発令や職務命令が行われているか。		0	0	0	0
	(3) 就業規則等の規定	加算Ⅱに係る手当について就業規則等に規定されているか。		0	0	0	0
<b>3 公定価格の加算(3月加算以外)について</b>							
	(1) 公定価格の加算	申請した加算の要件を満たしているか。	給付費確認基準通知	0	0	0	0
	(2) 公定価格上求められる職員数	公定価格の基本分及び申請した加算分により求められる職員数を充足した職員配置ができていないか。		0	0	0	0
<b>4 公定価格の加算(3月加算)について</b>							
	(1) 公定価格の加算	申請した3月加算の要件を満たしているか。	給付費確認基準通知	0	0	0	0
<b>5 施設型給付費の額に係る通知について</b>							
	(1) 施設型給付費の額の通知	法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合、保護者に対し、施設型給付費の額を通知しているか。(私立保育所は除く)	確認基準条例第14条(特定教育・保育) 確認基準条例第50条(特定地域型)	0	0	0	1
<b>6 利用者負担額について</b>							
	(1) 利用者負担額	市算定の利用者負担額を保護者から徴収しているか。(私立保育所は除く)	子ども・子育て支援法施行細則第3条	0	0	0	0
合計				0	20	0	7

※各件数は、該当園の合計数